

多度津町農業委員会議事録

令和8年3月18日午前9時00分より午前9時35分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博
14番委員	横	關	幹	夫

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

欠席委員

農業委員（2名）	8番委員	山	地	文
	13番委員	宮	武	良
推進委員（1名）	4番委員	篠	原	壽

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
産業課長	植松	肇
主事	久木田	優基

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。
それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、宮武委員、山地委員、篠原推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたします。
本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、早速いつもどおり進めていきたいと思っております。
最初に、本日の署名委員を私のほうから指名させていただきます。
4番の西山委員さん、それから5番の矢野委員さん、よろしくお願ひいたします。
続きまして、昨日の小委員会の報告を横關委員さんのほうからよろしくお願ひいたします。

横關委員 おはようございます。
昨日の小委員会の報告をさせていただきます。
案件のほうは、議案第2号の3条の1件行ったんと、議案第3号の5条の各1件ずつでございました。ほんで、現地につきましては、別段にこれといったことはないと思っておりますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま小委員会のご報告をいただきましたけども、これについて何かありましたらよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案の審議のほうを行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借
解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

では、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号10番について、議案書を基に朗読。】

なお、今回番号2番から10番については、新しい借手が決まっていることを申し添えます。借手については、議案第4号に記載しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきましては報告案件ということでご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、議案第2号につきましては、横関委員さんが議事参与の制限ということで退室をお願いいたしたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

では、議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読。】

以上の申請につきましては、周辺の農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

6 番委員 売買価格を教えてください。
事務局 今回の売買価格は1万円となっております。
6 番委員 1万円。
事務局 はい、1万円です。
議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

それでは続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、4ページをご覧ください。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読。】

以上、今回申請のありました1件の転用につきましては、周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものではないこと。また、被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障を来すことはないなどのことから、許可要件を満たしていると考えております。

また、転用面積が1,000平方メートル以上となるため、町建設課の開発許可の協議案件となります。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

ございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承

認いたします。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

なお、本議案につきましても伊達委員さん、横關委員さんが議事参与の制限ということで退室をお願いしたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

5ページの議案第4号をご覧ください。

こちらは、農地利用集積等促進計画（案）となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

左側に記載されております土地所有者が香川県農地機構に貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容といたしましては、機構貸借及び利用権設定からの移行による更新が11件、新規契約が7件です。

こちらの計画については、更新者は地域計画に既に位置づけられており、新規の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

こちらからは以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけど、これについてのご意見がありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないようですので、それでは議案第4号につきましては意見なしということで原案どおり承認することにいたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取につきまして、7ページをご覧ください。

農地所有者から地域計画変更申出書が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議案第5号番号1番について、議案書を基に朗読。】

8ページに、地域計画変更位置図を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

今回の申請地については、耕作者及び周辺関係者との調整が完了していることなどから、目標地図の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

なお、本件につきましては、2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、いつもどおり皆さん方のご意見をお聞きする前に地元の池田委員さんのほうから何かありましたら。

6番委員

しおかぜ病院の拡大、敷地拡大の一環で出てきてます。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員さんのほうで何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

特に、今地元の池田委員さんのほうからしおかぜ病院の拡張というふうなご意見いただきましたけども、ほかにないようでしたら議案第5号につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようですので、特に意見なしということで承認をいたしたいと思います。ありがとうございました。

以上で議案のほうはこれで終わります。

続きまして事務局より報告をよろしくお願ひします。

事務局長

事務局より5点ご報告をさせていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地転用集計表について、4点目は令和8年度最適化活動の目標の設定等について、5点目は2月定例会の質問について。

初めに1点目、相続届についての報告をお願いします。

事務局

今月は相続届が2件提出されております。

書類については、個人情報との関係から小委員会の担当委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。

以上です。

事務局長 続きます。2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地利用集積等促進計画と書かれた資料をご覧ください。
こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取する予定となっております。今回は、件数が非常に多くなっておりませんが、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 3点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局 令和7年度の農地転用処理集計表と今月3月受付分の事案集計表をお手元にご用意いたしましたのでご確認のほうをお願いいたします。

事務局長 4点目、令和8年度最適化活動の目標の設定等について報告をいたします。

お手元にお配りしております令和8年度最適化活動の目標の設定等につきましては、農業委員会の活動について、年度ごとに目標を設定するものとなっております。内容につきましては、農業委員会の了承を得た後、香川県農政課と内容について協議を行いますので、一部修正が生じる場合がございますが、協議が終わりましたら町のホームページに掲載する予定となっております。

令和8年度の目標の設定について、内容をご確認いただき、ご意見、ご質問がありましたら事務局までお願いいたします。

続いて5点目、2月定例会の質問について報告をお願いいたします。

事務局 2月の定例会におきまして、無断転用申請についてはペナルティーがあったのではないかとご質問をいただいております。

先月の定例会後に聞き取り等の調査を行った結果、以前より無断転用のありました農地について、それを解消するための申請が農業委員会にあった場合は、申請者の添付書類として始末書の添付を指導しております。その月の定例会に諮り、許可権者である香川県知事に遅滞なく進達を行っております。

農業委員会の定例会では、特にペナルティーは求めてはおりませんが、今までの取扱いとなっております。

ただ、これまでの案件の中では、転用申請の申請地とは別の農地で無断転用があったということが分かった場合、提出のあった申請地については、通知のとおり定例会に諮り、申請者が所有する別の農地で無断転用があることの意見を付した上で香川県に進達しておりました。

これにつきましては、翌月以降、無断転用の解消のため、転用の申請の提出があるまでの間、許可権者である香川県で許可を保留するというふうになっております。

詳しく言いますと、Aという土地で転用申請が起きました。ただ、Bという土地で無断転用があった場合、このBの無断転用を解消する申請が後追いで1か月後に出てきます。Aの許可が下りるのは、Bの無断転用が解消された後でなければAのほうの許可が下りませんので、結果としてBの許可が下りた同日以降にAが許可というふうになりますので、どうしても1か月以上ふだんから遅れるという形になります。恐らく、ご質問にあったペナルティーというのは、この部分を指されて許可が必要以上に日数がかかっていたというふうにおっしゃっていたと思われまので、この点を指しているものと考えております。ペナルティーではないのですが、こういった形で許可のほうが下りますので、1か月以上の開きがあります。

先月の5条申請につきましては、1筆の申請地で既に倉庫がありまして、そこの無断転用と新規の住宅の建築が同時に申請されたような状態になりますので、これにつきましては無断転用を解消する旨の始末書を添付するように指導し、定例会に諮らせていただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

事務局長
議長

事務局からは以上になります。

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから5点ほど報告がありましたけれども、これについて何かご質問等ありましたら、特に最後に先月の回答もしていただきましたけれども、各委員さんのほうでご理解いただけましたでしょうか。

特に、ご質問等はございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、最後に来月の予定について事務局よりお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

4月の小委員会は16日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は4番西山委員、推進委員は1番北岡委員にお願いしたいと思います。定例会は17日金曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は6番池田委員、7番細川委員、8番山地委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、本日の定例会終了後に農業委員、推進委員の改選に関しまして若干お時間をいただき、ご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

これで本日の予定いたしておりましたことは全て終わったわけですが、全体にわたりまして何かご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、私のほうから、事務局この推進活動の分、ちょっと今月、3月末まで記入するようになって、今回これ出しとる分で、明日以降の分がこうなると。これ説明をお願いします。

事務局

お手元に、新しく記録表のほうをお配りしております。ふだんと同じように、本日の定例会以降の記録のほうをしていただいて、ふだんと同じように4月の定例会で再度提出していただければと思います。実績のほうに、今回4月に提出していただいて入れ込むという形になりますので、ふだんと同じように3月今日の定例会の後から、また4月の定例会までの間のほうを記入していただいて、ご提出していただければと思います。

議長

ありがとうございました。

要は、前年までと同じことをしてください、ということでお願いします。

それでは、ここで定例会は閉めたいと思います。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記